

資料1-2-1 資料 2-1-1

**安全確保に関する事項の審議・検討のための
評価指針・評価基準について**

平成 24 年 9 月 6 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会

1. 趣旨

宇宙開発利用部会は、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会から、「文部科学省における宇宙の開発および利用に関する重要事項の調査審議を行う」よう付託されており、主な調査審議内容の一つとして、「宇宙開発における打上げ等の安全確保に関すること」が挙げられている。（「研究計画・評価分科会における部会の設置について」（平成 24 年 3 月 30 日研究計画・評価分科会決定））

これを受けて、宇宙開発利用部会では、文部科学省における打上げ等の安全確保に関することを調査検討する場として、宇宙開発利用部会の下に調査・安全小委員会を設置し、「安全確保に関する事項の調査検討に際しては、宇宙開発利用部会が別途定める評価指針・評価基準に従って、調査検討を行うものとする」とした。（「宇宙開発利用部会調査・安全小委員会の設置について」（平成 24 年 7 月 19 日宇宙開発利用部会決定））

このため、宇宙開発利用部会および調査・安全小委員会における「安全確保に関する事項」の審議・検討に資するための評価指針・評価基準を定めることとする。

2. 宇宙開発利用部会として定める評価指針・評価基準

「宇宙開発における打上げ等の安全確保に関すること」については、従来、宇宙開発委員会（平成 24 年 7 月 12 日廃止）が調査審議を行っていた。宇宙開発委員会では、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が行う安全対策を評価するために必要な評価指針・評価基準を策定し、それらに基づいて多くの評価実績を残し、着実に安全確保の成果を積み重ねてきた。

従って、今後宇宙開発利用部会および調査・安全小委員会において「安全確保に関する事項」を審議・検討するに際しては、宇宙開発委員会の評価指針・評価基準を踏襲して、以下の三つの評価指針・評価基準を定めることとする。

- ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準
- 国際宇宙ステーションの日本実験棟「きぼう」（JEM）に係る安全対策の評価のための基本指針
- 宇宙ステーション補給機「こうのとり」（HTV）に係る安全対策の評価のための基本指針

付表 宇宙開発利用部会として定める評価指針・評価基準(案)と、宇宙開発委員会が定めた評価指針・評価基準の対比

宇宙利用開発部会として定める評価指針・評価基準(案)		宇宙開発委員会が定めた評価指針・評価基準	備考 (両者の対照)
ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準	資料 2-1-2	ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準 (平成 22 年 11 月 4 日宇宙開発委員会)	資料 2-1-2 別添
国際宇宙ステーションの日本実験棟「きぼう」(JEM)に係る安全対策の評価のための基本指針	資料 2-1-3	宇宙ステーション取付型実験モジュール(JEM)に係る安全評価のための基本指針(平成 8 年 4 月 24 日宇宙開発委員会安全評価部会)	資料 2-1-3 別添
宇宙ステーション補給機「こうのとり」(HTV)に係る安全対策の評価のための基本指針	資料 2-1-4	宇宙ステーション補給機(HTV)に係る安全評価のための基本指針(平成 17 年 9 月 28 日宇宙開発委員会安全部会、平成 17 年 10 月 5 日宇宙開発委員会了承)	資料 2-1-4 別添